

陸前高田市立横田小学校 いじめ防止基本方針(概要)

1 いじめに対する基本的な姿勢

- ・学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- ・児童と教師の、児童相互の、温かな人間関係を築きます。
- ・いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- ・いじめ問題について、保護者や地域、関係機関との連携を深めます。



2 いじめの未然防止のために

(1) 教職員による児童へのはたらきかけ

- ・児童の居場所づくりと絆づくりに取り組みます。
- ・一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動をします。
- ・分かる授業で学習に対する達成感、成就感を持たせます。
- ・道徳教育、体験活動の充実を図ります。
- ・心のサポート授業等を通して児童のセルフケアやストレスマネジメントの力を高めます。
- ・保護者や地域との連携を深め、いじめ防止に資する児童会活動を支援します。

(2) 児童の主体的な取り組み

- ・学校生活上の諸問題を話し合う場として代表委員会や総会を執行部が中心となって活性化します。
- ・いじめ防止への理解を深めるため、「いじめ防止標語コンクール」に取り組みます。
- ・思いやりの心運動や全校遊びなど、好ましい人間関係作りをねらった児童会活動を推進します。

(3) いじめ防止のための組織と研修

- ・全職員参加によるいじめ対策委員会を毎月1回開催し、共通理解を図ります。
- ・いじめに関する研修会を実施し、教職員の資質向上を図ります。

3 いじめの早期発見のために

- ・児童が教職員と相談しやすいように相互の信頼関係を深めます。
- ・職員間の情報交換を密にし、児童の小さな変化にも気をつけ早期発見に努めます。
- ・家庭、地域との情報交換を定期的に行います。
- ・児童対象のいじめアンケートを年3回、保護者対象のいじめアンケートを年2回実施します。
- ・スクールカウンセラーによる児童観察やカウンセリングを随時実施します。

4 いじめの早期対応のために

- ・いじめを発見したり通報を受けたりしたときには、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、解決に当たります。
- ・教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応に当たります。
- ・ネットいじめへの対応として、情報モラル教育を推進するとともに、インターネット利用環境について家庭の協力を呼びかけます。

5 いじめ解消の定義

- ・いじめが解消したと判断するには少なくとも次の2要件を満たしていることとします。
 - ①いじめに係る行為が止んでから3か月を経過していること
 - ②本人及び保護者が苦痛でないこと(本人及び保護者に確認)

6 家庭や地域との連携

- ・いじめ防止等にかかわる方針及び取り組みについて、保護者や地域に公開し、理解と協力を得ます。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。